

監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年9月22日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

監査結果の措置対象

市民病院経営管理部
総務企画課、医事課、医療情報室

監査結果報告年月日

平成28年10月11日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年9月14日

講じた措置等の内容

【総務企画課】

《指摘事項》

特別休暇の承認の際の合議については、新城市民病院決裁規程及び新城市決裁規程に従い、適正に処理されたい。

《是正措置内容》

新城市民病院決裁規程及び新城市決裁規程を順守し、適正に処理することを徹底してまいります。

《意見》

平成27年度における委託業務契約90件のうち8割に当たる73件が一者随意契約によるものであった。業務の特殊性から他者には取り扱うことのできないものと認められるが、予定価格の算定においては、他の自治体病院の同種の委託業務契約を参考に検証を行うなど、適正な価格での契約に努められたい。

《措置内容》

「契約事務の手引」及び「随意契約適正執行のための指針」を再度職員に周知するとともに、予定価格については、これまでも行ってきましたが、他の公立病院の同種の委託業務等を参考に検証を行ってまいります。

【医事課、医療情報室】

《指摘事項1》

特別休暇の承認の際の合議については、新城市民病院決裁規程及び新城市決裁規程に従い、適正に処理されたい。

《是正措置内容》

新城市民病院決裁規程及び新城市決裁規程を順守し、適正に処理することを徹底してまいります。

《指摘事項 2》

3月31日から4月1日にわたるような時間外勤務手当については、年度、月、支給区分等、新城市職員の給与の支給等に関する規則に従い、適正に処理されたい。

《是正措置内容》

新城市職員の給与の支給等に関する規則を順守し、適正に処理することを徹底してまいります。

《意見》

入院医療費の請求については月3回から月1回に変更となり、1回当たりの支払金額が多くなったことから、未収金の増加とならないよう、入院患者への説明を行い、理解を得られるよう努められたい。

《措置内容》

入院医療費については、DPC導入及び地域包括ケア病棟開設に伴うものであり両制度の説明と「月1回及び退院時の請求」について、入院案内、チラシ及び院内掲示により周知しています。

また、保険者が交付する「高額療養費限度額認定証」の取得を今まで以上に推奨してまいります。